

第一次世界大戦時におけるヴェーバーの民主主義観

——マイネッケとの比較を中心に——

中 西 武 史

一 はじめに

これまで、第一次大戦時におけるマックス・ヴェーバーの民主化論に関する解釈は、あらゆる人々の同権という理念をもつ民主主義とリーダーシップをもった政治指導者の養成という、本来は相容れないはずと思われている二つの主張をヴェーバーが同時に行った原因を説明する形で進められてきた。この問題は、ヴェーバーの思想がもつ権力政治的傾向に関心を寄せる論者によって、ヴェーバーにとって民主制は有能な政治指導者を生み出す手段にすぎなかったと解釈されてきた⁽¹⁾。

筆者はこの支配的な解釈を否定しない。しかし、すべての人々の同権という理念をヴェーバーが軽視していた

ことが事実でも、民主制という事態をヴェーバーは手段としてのみ捉えていたと考えるのは正しくないことを筆者は示したい。そこでヴェーバーの民主化論をより深く考察するために、ここではヴェーバーと同じくドイツ歴史学派の門弟であり、民主主義の理念には否定的でありながら、しかし民主化を主張したフリードリヒ・マイネッケを取り上げ、彼ら二人にとって民主化がもつ意味を考察し、二人の異同を検討することによってヴェーバーの独自性を明らかにしたい。

当時のドイツでは、一八七一年公布の帝国憲法により、帝国議会では平等な普通選挙制が導入され、労働者の支持で社会民主党が目覚ましく進出していた。しかし憲法によれば、帝国議会に対し責任を負う帝国政府は存在せ

ず、唯一の責任ある大臣としておかれていた帝国宰相も皇帝に任命され、帝国議会の信任を必要としなかった。

したがって議会政党は政府への参加・国家政策への影響力をもっていなかった。また個々の邦では不平等な選挙制度が存続し、とくにプロイセンの三級選挙制では、高額所得者である企業家・ユンカーなどの保守層ほど少数の選挙人で同数の議員を選ぶことができた。このため労働者に支えられていた社会民主党の進出は、帝国政治に大きな影響力をもつプロイセンでは妨げられていた。このような状況から、自由主義左派政党をも巻き込みつつ、社会民主党が中心になり、財産区別をもうけない平等な普通選挙制と議会権力の強化等を要求する議会主義運動が、十九世紀末以降活発になっていった〔飯田他1986: 198, 210〕。

当時ヴェーバーとマイネッケは、議会主義運動と同じ要求を共に大戦中に発表していた。しかしながらその民主化・議会主義化案の細部において彼らは、以下において検討するように、互いの立場の対立を示す相違を見せるのである。

二 マイネッケによる貴族制の継承

一九世紀のドイツでは、自由主義者たちが四八年革命の挫折によりユンカー貴族社会を打破できず、以後国家権威に服従していたが、それにより資本家や教養層によって構成され、元々民衆蔑視傾向をもつ自由主義者と、工業労働者からなる民主主義者が対立していた。ヴェーバーとマイネッケは共にそのドイツ自由主義の精神的雰囲気を背景に持つ家の出身だった。

プロイセンの保守的愛国的風土で育ったマイネッケにとって、ドイツを指導して来たユンカーの存在は、大衆民主主義化に逆らって肯定すべきではないが、一方的に否定されてもならなかった。それゆえ民主主義への彼の同調は、保守的傾向と溶け合った。一九一二年にマイネッケは次のように述べている。保守派は民主主義と自由主義を、あらゆる人々の同権という「純粹な原則」が支配的であるイデオロギー的色彩を帯びた古い時代のイメージを引きずったまま批判している。しかし今日の流れの核心は、この三、四十年間の経済生活の巨大な変化と人口の激増に、国家的・社会的有機体を適応させようと

する努力である。新しい勢力を無理やり押さえつけられ、「革命的な爆発やあるいは精神的ないし物質的な成長の途絶」を引き起こす。だが今必要なのは「非常に適当な国家的・文化的制度の賢明な改造」であり、そうすれば「古い情勢のなかの良いもの、生き続けているもの」が維持され、国家の分裂が回避され、発展の継続性が保たれるのである [PSR: 49-50]。

国家の継続性の強調は、国家を歴史的に生成した一つの人格としてとらえ、それを構成する国民の有機的一体化とみなすマイネッケの思想に由来する。彼は次のように述べている。フンボルトによる、国家の中で個人相互間の自由な活動の生き生きとした観察には、「個人の自由な社交的活動から発展するだけでなく、個人に先立ちまた個人をこえて、確固たる歴史的生命力としても広がってゆく真の現実的な国民精神」を窺取する可能性がある、と [WUN: 46; 訳: 49]。

マイネッケはドイツ個性の歴史的本質である貴族制の「継承」を主張した。彼は保守派支配の存続を望まなかったが、才能のある世襲貴族が政党や企業の中の「能力の貴族」になることを、ドイツにとっての真の幸福と述

べている [PSR: 52]。したがって彼は、ドイツのあるべき統治形態を次のように述べている。「新しい大衆は自らを全く統治できず、至るところで「指導者」の類型が発生している。…指導者たちは、多くの人々が彼らに送る信頼が彼らを概して正当化するかぎりにおいて、影響力のある地位、役職にいたのであり、…多くの人々は常に信頼を少数の人々に送らなければならない。かくして「暫定的信任独裁制」は本来特殊近代的な支配・統治形態なのである」 [PSR: 50-51]。このようなマイネッケの傾向は大戦中の選挙制改革案に受け継がれていく。以下においては、その「賢明な改造」の具体的な内容を見ていく。

三 対外政策と「国民性」の育成

一九一七年にマイネッケは、プロイセン選挙法の改革案を発表する。ドイツ政治にとってプロイセンが問題となる原因は、連邦参議院(上院)のプロイセン優位の構造にあった。連邦参議院とは、法律の最終決定権をもつ、支邦政府の代表者が構成する一種の使節会議である。代表者は支邦ごとに割り当てられた投票数を持ち、各自の

訓令に基づいてそれらを一括して投票する。ここでは、プロイセンの軍事力によりドイツが統一されたこともあり、プロイセンが憲法改正案を阻止しうる票決権を与えられていた。また議長を務めた帝国宰相はプロイセン首相が兼ね、しかもプロイセン首相はプロイセン議会に責任を負う義務はあっても、帝国議会にはなかったのである〔飯田他 1966: 122〕。これにより帝国政治に与えるプロイセン議会の影響は甚大なものとなり、その性格は議論的となったのである。

マイネッケは、プロイセン政治がユンカー利害のみを代表していることを問題視した。彼らは自己の経済的利益しか視野にもたず、官僚との癒着も甚しく、したがって三級選挙法下ではユンカー利害に有利な政治を行う議員が影響力を持ち、参議院の構造により利己的な政治がドイツを支配していた。マイネッケはこの問題を、国内制度が対外政治に与える影響の観点から考察した。彼によれば、戦争でのドイツの健闘には、「国民の道徳的な力」すなわち戦争に臨む統一的意思が貢献しており、それゆえこの統一的意思を最大限に高めるため、戦時需要を賄う国民の労働量を二倍にすることが最重要課題

である〔PSR: 146〕。そのためには、国家と大衆の間の信頼関係を損なう偏狭なプロイセン政治を是正し、国家と国民の関係を修復しなければならなかった。

マイネッケによれば、国民による国家への犠牲は「国民の聡明な意識」、「豊かな人格の感情」に由来しているが、平等選挙法こそはこのような内面への配慮であり、また国家が国民の人格的自立性を認めた証であり、国家と国民の間を結ぶ強い絆であった〔PSR: 147〕。それによって国内が統合され、一つの人格としての国民国家という理念は完成し、その本質である対外政策を行うことができるのである。彼は次のように述べている。自由を感じ、その正当な自由の要求が満たされた国民による支えなしでは、権力の主張、偉大な生存・防衛戦争、国民の未来に可能性はない、と〔PSR: 147〕。この立場から彼は、ピスマルクにみられた「愛情に満ちた激励や家長制的な指導」はもはや国民を引きつけないと述べている〔PSR: 148〕。マイネッケにとっては、「…国家の権力手段には、兵士や大砲だけでなく道徳的・政治的な自由の空気において成長しうる国民の道徳的な資質も属す」〔PSR: 153〕の⁽³⁾である。

四 「ドイツ国民国家」の本質としての君主制

マイネッケは、ドイツ対外政策の要件として大衆の権利と同時に、君主制の存続を唱えた。なぜなら、強国に囲まれたドイツの政治的・地理的状況により、ドイツの国家構造は常に対外政治に規定されざるをえないが、そこで要請されるのが、権力手段をまとめ、思慮ある対外政治を保証することができる君主制だからである [PSR: 152-153]。

マイネッケの思惑は、大衆を自立した「国民性」にまで高め、それによって君主制を頂点とする国家体制の強化を図ることにあった。彼は次のように述べている。「君主制と労働大衆との間にある三級選挙法の柵は取り払わなければならない」 [PSR: 162]。「民主主義の容認を国家から要求する勇気を我々に与えるのは、深い根柢をもつ我々の国家・国民共同体の健全さへの強い信頼である」 [PSR: 163]。マイネッケはアダム・ミュラーの言葉を借りて、「本来の国民性」と「真の自由と独立」とは同じものであり、国家と市民が分裂する限り、自由も独立も生ずることはできないと述べている [WUN:

153; 訳: 157]。

マイネッケは理性的な政治を君主制だけに求め、議会制を信用しなかった。揺れ動く問題の中では、多くの情報を駆使する冷静さが必要だが、議会政治は全くそれに適さないからである [PSR: 165]。当時ドイツでは議会议制政府は採られていなかったが、英・仏の議会議制の観察からマイネッケは次のように述べている。多数派の大臣は、突然湧き起こる感情に逆らえず、政治家の分別を取り戻すことができない。ショーピニズムは素早く政党に広がり、そこでは中身の無い言葉が支配する。つまり議会政治は扇動に巻き込まれやすく、策略を弄する計算高い利害関係者によって左右されやすい、と [PSR: 164]。

マイネッケは帝国政治の担い手を君主制に求め、同時に利害関係者による腐敗化を防ぐために、強い権力をもった首相の補佐を求めた [PSR: 165-166]。それによって特定階層の利害に左右されない、統一的な帝国の意思が体現されるのである。さらに議会に対する根本的不信から、彼は首相並びに大臣の選出は、議会ではなく君主が決定すべきだと提案した [PSR: 166-167]。

このようにマイネッケは、民主化・議会主義化という

時代の流れに一見同調的でありながら、何とかそれらを「ドイツ的」形式に、つまり君主政治を妨げない形にしようと考えた。彼は次のように述べている。制度改革では連邦参議院の権限には触れてはいけない。なぜならそれは純粹な議会主義体制に対抗する防壁となるのである、と [PSR: 167]。

マイネッケの中では君主を頂点とする政治体制と民主化案が密接に結びついていたために、民主化がもつ別の意義である人民主権は無視されていた。彼は次のように述べている。「この戦争の経験を元に民主主義が新しく吟味されれば、その理念は至るところで検討され、批判的に揺さぶられるはずだ」 [PSR: 167]。「ドイツの憲法生活は、十九世紀に強いられていた一貫しない政治路線から、国民諸力を妨げる保守的支配体制から、自由主義と民主主義に入り込んだ西ヨーロッパの教義から、本来の偉大な・真にドイツ的なプロイセン改革時代の構想に戻ったのだ。―それを古いゲルマン的な国民君主制に戻ったと言っではないけなだろうか。われわれが求めているのはドイツ的な民主主義であり、それは国民の全生活に適合した貴族主義とひじょうに折り合いがよく、太古

のドイツ的な感情に応じてその明白な国民の象徴と敵に對する強い指導者を、人格的に生き生きとした君主制を見出すのだ」 [PSR: 180]。

マイネッケにとって、民主化の目的は国内分裂の防止だったため、それを極端に推し進めて「教養・所有階級、われわれの文化の伝統の担い手たち」の要求の排除は好ましくなかった。マイネッケによれば、彼らの代表の当選が困難になれば、彼らは煽動的な候補者を選び無理矢理議會に進出させようとする。それを防ぐために、彼は比例選挙制を主張する。それはこのような弊害を和らげ、諸政党が候補者選択の際に偏狭な利益を抑えるようにするはずだからである [PSR: 168]。

それと並んで民主化を抑制するためにマイネッケが提案したのが、プロイセン上院における職業代表制である。彼によれば、上院は世襲・土地貴族と並んで、ドイツの本質であるエリート支配を受け継ぐ「新しい貴族」を代表しなければならぬ。マイネッケは次のように述べている。「あらゆる市民が一つの職業組合に分けられ、この職業組合の頂点が上院への選挙権と発議権をもって、民主主義的な代表原則から貴族主義的なそれへ

の移行が得られるはずだ」[PSR: 170]。

マイネッケは、支配層を代表する上院の権利の強化を主張したが、それが認められない場合の妥協策として「理性的な複数選挙制」を提案していた [PSR: 170]。

それは兵役に従事した人と並んで、国家・地方自治体の名譽職にあった人、農業における雇用者、固定資産税の高額納税者などに追加票を与える。彼によれば、その提案は財産の維持に社会的な業績を認め、そのことを選挙法に組み込むのが狙いであるという [PSR: 172]。

以上がマイネッケの民主化案の内容と意図である。こうしてみると、工業化と大衆の台頭という時代の流れを彼が歓迎していなかったことが分かる。マイネッケにとって高い倫理性をもつ文化的な政治は、民衆には不可能なのである。しかし権威的・利己的性格のユンカー層が時代遅れであることを認識していた彼は、不可避なものに身を任せるフリをしながら、民衆の影響力が国家理念を傷つけないように色々策を施していた。

このようなマイネッケの民主化論の特徴は何だろうか。マイネッケが、工場や企業などの組織で現れている「能力の貴族」がドイツの本質としての貴族制を受け継ぐと

述べる場合、そこではドイツの個性を形成してきた文化、倫理的精神を受け継ぐという意味が込められている。つまり、工業化・資本主義化によっても古来の精神は失われないとマイネッケは認識していた。彼は次のように述べている。ここでは、「何らかの全く不可避なもの、物質的な生の諸力から精神的な生の諸力にいたる全体的な連関から生成するもの」が問題になっている。「われわれは一方を是認し他方を否定することはできないし、したくもない。むしろ両方を是認し、今日は全く実践的な経済人となり、明日は感情のある享樂的な文化人になると思う」[PSR: 92]。これは、ヴェーバーの「倫理」論文における周知の予言 [GARSI: 204; 訳: 357] との明確な対立である。

ヴェーバーにとっては、理想を現実と取り違える傾向のため、つまり全てを形而上学的議論に帰してしまつたため、ザッハリヒな組織形式に関するマイネッケの案は詰めの甘いものであった。制度論議に関するマイネッケのしろうとのような取り組みはヴェーバーの厳しい批判の対象となる。

五 ヴェーバーによる文筆家批判

マイネッケと同じくヴェーバーも、国内改革の提案を対外政策との関連で考察していた。ヴェーバーにとって対外権力政策は、マイネッケのように理念の実現という美しいものではなく、国民の生活利害の防衛のためにあり、戦時では全ての政策にその目的が優先しなければならなかった [GPS: 309; 訳: 337]。したがって国内の政治体制も、権力政策を円滑に行うための手段として選択されることになる。このような観点からヴェーバーは、マイネッケのように「ドイツ的国民国家」の理念の実現のために国内の政治制度を選択する視点を次のように批判した。すなわち、「西欧的國家理念」と「ドイツ的國家理念」の対立などと言うのは空虚なおしゃべりである。ドイツの國家制度が他國と同じになるなら、ドイツの本質は危殆に瀕するというのは、ドイツ魂の内なる力に対して信念をもてないあわれな男の錯覚でしかない。議會主義はドイツ史に無縁なものでもなく、議會主義に對立するなにかの制度がドイツにだけ固有の制度であつたわけでもない。ドイツの國家制度は客觀的情勢によつて決

まることである。しかし國家制度から國民の虚榮の對象をつくり出すことは、實際的な政治の業ではなくて、まさに文筆家政治の業なのだ」と [GPS: 308-309; 訳: 336]。

この内容から「文筆家」にマイネッケが含まれるのは間違いない。マイネッケはリベラリズムの合理的規範と同様に「自立的人格」「個人の自由」という普遍的人間の理想を尊重するが、それは抽象的等質的なものではなく歴史的環境との調和によって実現するとみなしていた。つまりは伝統的君主制の下に國民が被支配者の位置にあつても、近代においては國民性という全体を通じて陶冶された自由な人格——それは文化・倫理・民族精神を表す——が具現するのである。その高尚で抽象的な議論のスタイルゆえ、自分たちの利益のための政策を正当化するために愛國的な文句を並べ立てていた当時の保守派とマイネッケのナショナルリズムは外面的には区別がつきにくかつた [Ringer 1969: 135; 訳: 89]。そのなかでヴェーバーはマイネッケのような論調に与しないことをはっきりと表明したのである。

マイネッケの職業身分代表制の提案は、ドイツ國家は

貴族を上部にもつ有機的統一体であるという思想に由来する。これはヴェーバーにとって、形而上学的信念を基にした制度論が現実社会への認識を欠いているいい例だった。マイネッケの議論では、封建社会から近代への移行においても国家の「本質」は不可変とみなされており、近代の合理化が社会構造を有機的社会関係とは全く違うものにしていくことは認識されていない。ヴェーバーはこの職業身分代表制案を「素人っぽいシャボン玉」と呼び [GPS: 252; 訳: 271]、それが経済組織についての混乱した考えと密接に結びついていることを次のように指摘する。「有機的な」共同社会関係とは、家族、種族、共同体、封建的・領主的関係、ツンプトやギルド、中世の身分的同業組合などにそなわっていたような内的特性をもった社会関係のことである。これらと近代のすべての合理的団体との対立について分かっていない人は、文筆家的虚栄心によって書籍市場を煩わす前に、まず社会学の初級授業を受けるべきである。現代の組織は、有機的な結合ではなく収益性の観点に沿う目的団体的な結合が支配的である。例えば資本の集積・集中によりカルテル・シンジケートなどが出現し、ここでは数多くの異種

生産部門が結合されている。したがってその巨大組織の指導者を一つの職業のカテゴリーに押し込めることはできない。そのようなカテゴリーは、「実質的に」該当する諸部門への分類から外れており、選挙団体に枠をはめようとすれば、今日の経済諸関係における「当該地位の物質的経済的意味」から著しくかけはなれた「形式的特徴」をとらえることになるのである」と [GPS: 255-256; 訳: 273-274]。

ヴェーバーによれば、「文筆家連中」が職業代表制を提案する理由は、議会選挙の際に「隠蔽」された形で行使される物質的利益の力を職業代表制が「同業者仲間の間で」「公明正大」に発揮させるからである。しかし現代は「同業者仲間」という固定的な共同社会関係は僅かしかない。目的団体的結合が支配的な時代では、経営体、生産方針、労働力は、収益性の高い新しい機械や販売チャンスによって根本的に再編され、ある職業の枠を設定してもすぐ不明確になる。「職業上の利害を政治的利害と組み合わせても、間断なく変わりつつある現代の経済構造に適合するものではなす」 [GPS: 257; 訳: 275]。また、議会が職業団体の構成員で占められるようになれ

ば、そこは、国家政策の方向づけをもたない純粹に物質的な利害調停の場となる。したがって職業代表制が、「政党と議会に及ぼす資本家的影響を弱めたり、あるいは政党活動まで駆逐したり浄化したりする手段ではありえないこと、これも当然の理である」[GPS: 326; 訳: 356]。

このように、政治を考察する際にヴェーバーは、有機的社会的関係の崩壊に伴って現れて来た、物質的利害の政治への影響を重く見ていた。物質的利害が政治に与える影響についてヴェーバーが観察した事例の一つが、プロイセン東部の農業である。ヴェーバーにとって東部のユンカー貴族は、ドイツの支配階級として過去に政治的指導を担ってきた階層だった。ユンカーは経済的地位が十分に保証されているため、日々の糊口を凌ぐのに神経をすり減らすことがなく、それゆえ彼らが政治に携わるとしても、政治を自らの物質的利害追求の道具に利用することがなかった。ユンカーは、「政治によって」生きるのではなく、「政治のために」生きることが可能だった。そこでは、私的な立場に捕らわれない、国民全体の利害を考慮する政治が行われる条件が整っていた。しかし資

本主義の発展は、地主と小作人との家父長的関係に由来する、右記のような貴族による「国民的」政治を不可能にしてしまった。国際的な市場競争により、ユンカーは階級的経済利害を優先し、自国の農民ではなく安くつくポーランド人を雇っていたのである。このことは、資本主義における経済闘争が当該者に国民的な観点の行動を妨げる例証だった。これは、ヴェーバーが次のように述べているように、企業家一般にも当てはまる。「企業家として経済的利害闘争に直接にまきこまれていくの、階層にも、なにか別な、もっと重要なことが、いわば内面的なゆとり―私経済上の日常的利害闘争からの距離―が欠けている。現代の企業家は―農業企業家も含めて―、つねに、弁護士とは反対に政治的に役立つにはあまりにも直接この闘争にまき込まれた利害関係者である」[GPS: 274; 訳: 293]。

一八九四年の福音社会会議では、農村所領における経済関係の変化について次のように述べられている。「特に、無類の意義をもつ現象が起こっている。人格的支配関係の、非人格的な階級支配による代置がそれだ。…階級だけが階級と協定することができるのだ。個々の主人

と労働者の間の責任関係は消滅する。個々の企業家は言わば取換え可能なものとなる。彼は今では自分の階級の典型にすぎないからだ。人格的な責任関係はなくなり、非人格的な「資本の支配」がその代わりとなる。なかなくこのことが本来的な心理学的結果をもたらす。従属の大衆の服従は消滅する、そして人格的諸関係が階級支配に取って変わられるように、個人的な憎悪は自然的必然性をもって「客観的憎悪」——階級の他階級に対する憎悪——という現象に取って代わられる」[MWGI/4: 327]。

マイネッケはプロイセン議会の民主化を徹底させず、比例選挙法、職業代表制、複数選挙法などを通して教養・所有階級などに特権を付与し、それによってドイツ文化の精神なるものを確保しようとした。しかしヴェーバーからすれば、このような提案は現代社会と過去の有機的社会関係との断絶を認識しないことに由来するのである。

六 民主化の徹底

ヴェーバーはマイネッケとは違い、職業代表制によつ

て優遇される教養層などではなく、ドイツが未来に直面する生存状況を考慮して、国民の死活に関わる経済の緊張化・合理化を耐え抜く体力・精神力をもつ者こそが政治的権利をもつべきと考え、それゆえ民主化を徹底させようとした。ヴェーバーによれば、重工業が中心となる世界経済の趨勢においては、産業活動の合理化が経済競争を生き抜くポイントとなる。そして国民の生活利害に直結する経済の合理化の担い手という点で企業家と労働者は共通の立場にあり、したがってこの両者の利害は、国民の世界的地位を維持しようとする政治的利益と一致する。「企業家と労働者の影響が、扱い方を間違えば今日われわれの未来に暗い影を投げかける点に差し向けられるのは、今を措いて他になし」[GPS: 251・訳: 269-270]。このように、日々の生存闘争における労働の緊張化に耐えうる人間類型は、ヴェーバーにとってドイツの政治を担う資格をもっていたのであり、その人間類型こそ、「世界政策」を行いうる「王者の民族」となりうるのである。

ヴェーバーはこの厳しい生存状況に耐えられない人間を生きる資格の無い者とみなした。彼にとって、文筆家

のようにドイツの「労働精神」を国民的な原罪として述べて、「より快適な」生活を未来の理想と説明するのは、「平和がもたらす厳しい春を前にしての一つの冒瀆」なのである。それは「寄食者の理想」である [GPS: 248-9; 訳: 267]。それゆえヴェーバーは経済の合理化に耐えることができない層を優遇する考えを許さなかった。

その層とは、例えば戦時公債で国民の税金から利子を得ている金利生活者であり、また当時の戦時経済政策により国家調達、戦時資金調達、闇利得などで法外に高まった「略奪チャンス」から利益を得ていた層であり、また大学卒業資格によって特権的身分を形作っていた官吏や大学教授などの教養層だった。彼らの特徴は、仕事量に応じた報酬ではなく確実な昇進と老後の保証などを免状をもつことで要求し、社会的・経済的に有利な地位の独占を求めることだった [WUG: 577; 訳: 137]。

ヴェーバーは、安定のみを求め、緊張感とは無縁な彼らに、細心の注意が求められる闘争下の国家の舵取りを任せることができなかった。ヴェーバーは次のように述べている。「企業家と労働組合の指導者は、自由な経済的生存闘争の渦中において国家の構造を自分の肌で毎日

感じているわけだが、彼らなら誰でも、国家のことを教養という特許権によって身分相応の確実な恩給がつく所得をうる金庫ぐらいにしか見なしていない人よりも、政治についてはるかに多くのことを知っているのだ」 [GPS: 248; 訳: 266]。労働の緊張化に耐えうる人間類型と、「寄食者の理想」を追い求める人間類型とのこのような比較において、ヴェーバーは「近代ヨーロッパ人の特殊な産物」である前者に政治的影響力をもたらしべく、民主化の徹底を唱えたのである⁽⁶⁾。

このように、資本主義がもたらす生活の合理化が近代の決定的な特徴であり、それを担う大衆の意義をはっきり認め、そこから民主化徹底の必要性を説くヴェーバーの姿勢は、マイネッケとはっきり区別される。マイネッケの場合、社会の変化の中にもドイツの伝統が形を変えながら生きていると考え、民主化の抑制によって貴族主義を温存しようとしていた。このように、ヴェーバーとマイネッケの民主化案における相違は、現代においてドイツ政治を担うべきはいかなる階層かという問題に対する解答の違いであった。その点で、両者にとって「民主化」という事態において問題となるのは、あらゆる個人

の権利の平等という近代啓蒙主義の理念ではなかった。

ところで、「民主化」をめぐる問題となるのが、あらゆる個人の権利の平等ではなく、その制度改革によって政治的権利を得る層の政治能力であるがゆえに、ヴェーバーは民主化という事態を無条件に肯定していなかった。彼は労働者大衆の政治的役割を認める発言をしているが、むしろその発言は、自己の利益のみを追い求める民全体の利害を考えられないユニカー層や、目的合理的な思考・行為においては確かに長けているがそれゆえ自らの自由な創意を発揮できず、結局封建貴族と同じように自らの社会的特権を独占しようとする官僚層などの政治的影響力を弱める意図に由来しているのであり、労働者層の欠点が見逃されてよいわけではないのである。ヴェーバーは次のように述べている。「日々の生存闘争の中で苦闘している無産大衆は、政治におけるあらゆる情緒的動機に、すなわち激情と煽情的性質の衝動にとらわれやす」〔GPS: 275; 訳: 295〕。同時にヴェーバーは、彼の言う無産大衆が大部分である帰還兵士について次のように述べている。「たしかにわれわれは、帰還兵士がどんな気分やどんな政治的主義主張に満足するかは全く

分らない。おそらくそれは、非常に「権威主義的なもの」だろう。なぜなら権威主義的人間がいるところでは、いつも強力な「保守」政党があるものだからである」

〔GPS: 269; 訳: 288〕。

したがってヴェーバーが大衆について認めた政治能力は、次のように限定されたものだった。「ただ期待できることは、彼ら(帰還兵士―引用者)の立場は、革命的幻想や平和主義的幻想からも、口先だけの安っぽい英雄主義からも同様に遠く隔たっていること、さらに現実性、即事性およびあらゆる種類の空言にたいする軽蔑のセンスも一緒にもたらずであらうこと、これである。このことだけが重要である」〔GPS: 195; 訳: 221〕。日々自らの現実的な生活利害の危機に曝されている大衆は、政治的思考を行う余裕は持たないが、その利害に対する危険には敏感なはずであり、その感性にしたがって時の政治を評価する。したがってヴェーバーは、国民的利害を代表する大衆市民の政治的影響力は、指導者に信任を付与するか否かを判断するという範囲において発揮されるべきであり、政治の方向性は能力ある指導者が決定すべきと考えたのである。

七 官僚制批判

マイネツケと同様、ヴェーバーにとっても当時最も高度な政治能力が要請されるのが、対外政策の領域だった。

ヴェーバーは対外権力政策を国民の生活利害の確保という目的達成の手段と見なし、そのために他の強国との協調も説き、また全ドイツ主義者達などの保守派が唱える権力欲のみに由来する併合政策には断固として反対していた。つまりヴェーバーは対外政策に対して、細心の注意を払い、現実的な考量を欠かさない政治を求めていたのである。ところが第一次大戦での実際のドイツの対外政治は、彼が求めた政治の水準に遥か及ばなかった。

ヴェーバーが対外政治で問題にしたのは、例えば君主の見解が何のチェックも受けずに公表され、海外でドイツへの反感を引き起こしたことである。ヴェーバーは、君主の態度決定とその表明の作用に関する考慮と決定を国政指導者の義務と考えていた。彼によれば、この地位に相応しいのは「政治闘争の中で公的発言の重さを測る心得」がある人、自己の助言が受け入れられないなら責任を取ってその地位を退く覚悟のある人だった。その体

制によって初めて君主政治の弊害を取り除きうるのである。

しかし実際にその地位にいる官吏は、そのような行動を取らない。上下関係が明確に整序された官僚制においては、官吏は自分の意見と食い違う命令を受けた場合、職務に対する義務感が信念よりも重要であることを命令の遂行によって示さなければならぬ。[GPS: 335; 訳: 366]。そして、自己の行動に責任を認めない官吏の性向は、外交に与える君主の影響に注意を働かせることができず、しかも「自分自身の政治上まったく無方向の態度をめぐる悪評をば、自己防衛のために、君主その人に転嫁し、それによってわが国を敵国と見なすような世界情勢の招来に手を貸した」[GPS: 379; 訳: 414]。

ヴェーバーにとつての政治的問題は、ブルジョワの物質的利害政治と官僚制などにより、国民的利害重視の政治が阻害されていることだった。ヴェーバーは、ブルジョワと官僚というドイツの支配階級には国民の指導者としての適性がないことから、それらを乗り越える政治家を確保するために民主化と議会主義化を主張した。彼は、専門知識を元にした官吏の優越的地位に対抗する手段と

して議会権力強化を主張する。すなわち議会に「調査権」を与えることで、官僚の知識を入手し、行政の方向に影響を与えることを可能にするのである。そして調査委員会の中で行政の実際を経験し、自己の力量を示す訓練の場が与えられることにより、有能な政治家が養成されるので、この政治家養成機能こそヴェーバーが議会にもっとも期待したことだった。この観点からヴェーバーは、帝国議会議員の連邦参議院への所属を禁止した帝国憲法第九条の撤廃を求めた。それにより議会と国家権力の道が繋がり、議会は権力掌握を目指す闘争の場となり、政治家が訓練されるのである。⁽⁷⁾

八 おわりに

ヴェーバーとマイネッケは共に、民主化を対外政策の観点から問題にし、対外政策を効果的に行いうる政治指導者の重要性を説いた。しかしそれは、民主化による大衆への権利付与を、目的達成のための単なる手段と彼らが見なしたことを意味しない。むしろ彼らの民主化案は、将来にわたってドイツの政治を担いうる能力をもつのはいかなる階層かという問題への解答であり、ヴェーバー

による民主化の徹底は、その徹底によって政治的権利を得る企業家・労働者層の政治能力に対する彼の肯定的な判断だったのである。ヴェーバーがマイネッケの民主化案と相違する点も、マイネッケが比較的労働者層の政治的意義を認めず、その保守的心情から貴族階級の特権的地位を維持しようとしたことに由来する。

このようにヴェーバーは民主主義を、政治指導者を養成する手段としての側面と、大衆への権利付与自体を目的としていた側面について同時に論じており、したがって彼の民主主義観は複雑な思想を孕んでいる。この論点は、二十世紀初頭のドイツにおいて民主主義思想がどのように受け止められてきたかを考察する上でも、一つの手がかりとなるのではないだろうか。

(1) 周知のように、この議論の代表的な論者はモムゼン [Mommsen 1974] である。

(2) マイネッケは例えば、戦争を「神によって人間に植えつけられた衝動」[Wun: 105: 訳・109] と呼んだフィヒテや、「国家に、その輪郭、その強固さ、個性及び人格性を与えるもの」[Wun: 151: 訳・155] と見なしたアダム・ミュラーの見解を好意的に紹介している。一九一〇年

に彼は次のように述べている。対外政治では、健全で顧慮のないエゴイズムが支配しなければならぬ」と[PSR: 41]。

(3) マイネッケの国民国家理念とドイツ戦争政策との関係については、拙稿[中西1999]で、簡単に触れている。

(4) マイネッケを初めとするドイツ知識人のこのような思想傾向を扱ったものとして、[Ringer 1969]がある。それによれば、この思想傾向は教養中産階級の自己保身のイデオロギーから説明される。すなわち大衆社会の到来の中で知識人たちが自らの地位を維持するためには、国家は倫理的精神がその基底に流れる有機的統一体であり、その精神を担えるのは彼ら知識人層であることを示すのが得策だからである。したがって彼らは理想主義により社会・政治問題を道徳的な言葉で語り、政治的現実の分析をなおざりにした[Ringer 1991: 121; 訳: 79]。

(5) ヴェーバーによれば、この代表制案には、一定の階層から選挙権を剝奪する意図があるという[WuG: 175; 訳: 201]。

(6) ヴェーバーが労働の緊張化に耐えうる人間類型について述べるさいには、禁欲的プロテスタンティズムの精神を念頭に置いていると考えられる。このヴェーバーにおける禁欲的プロテスタンティズムの精神と民主化の議論との結びつきという点は、本稿執筆中に出版された「雀部 1999: 178-9」でも簡単に触れられている。この点についての本稿の意義は、その論点が同時代人との比較において

もヴェーバーの独自性を表していることを示したことにあ
る。

(7) それ以外ではヴェーバーは議会の機能として、討論と妥協の場・指導者を監視し、国民の人権を無視した政治を行った場合彼を排除する、という役目・予算確定の場などを認めた[GPS: 396, 398; 訳: 431, 435]。

【参考文献】(ただし引用文の訳は適宜変更した)
〈ヴェーバーの著作〉

GPS: 1988, *Gesammelte Politische Schriften*, 5. Aufl., Tübingen; 中村貞二、山田高生、林道義、嘉目克彦訳『政治論集 一』みすず書房、1982; 中村貞二、山田高生、脇圭平、嘉目克彦訳『政治論集 二』みすず書房、1982
GARS: 1988, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie* 1/9. Aufl., Tübingen; 梶山力訳、安藤英治編『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』』未来社、1994

MWG I/4: 1984, *Gesamtaugae, Abteilung I*, Bd4, 1. Halband, *Landarbeiterfrage, Nationalstaat und Volkswirtschaftspolitik. Schriften und Reden 1892-1899*, Tübingen
WuG: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., Tübingen 1972; 世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、1970
〈マイネッケの著作〉

PSR: 1958, *Politische Schriften und reden*, Dremstadt
WuN: 1962, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, München;

矢田俊隆訳『世界市民主義と国民国家1』岩波書店、1968

〈その他の文献〉

Beetham, David 1985, *Max Weber and the Theory of Modern Politics*, Cambridge: 住谷一彦、小林純訳『マックス・ヴェーバーと近代政治理論』未来社1988

Monnssen, Wolfgang J 1974, *Max Weber und Die Deutsche Politik 1980-1920*, 2, überarbeitete und erweiterte Aufl., Tübingen: 安世舟、五十嵐一郎、田中浩訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治1980-1920 1』未来社1983; 安世舟、五十嵐一郎、小林純、牧野雅彦訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治1980-1920 2』未来社1994

Ringer, Fritz K. 1969 *The Decline of The German Mandarins*, Cambridge: 西村稔訳『読書人の没落』名古屋大学出版会1991

Weber, Marianne 1984, *Max Weber. Ein Lebensbild*, 3. Aufl., Tübingen: 大久保和郎『マックス・ヴェーバー』

みずす書房1963

飯田収治、中村幹雄、野田宣雄、望田幸男1966『ドイツ現代政治史』ミネルヴァ書房

小林 純1990『マックス・ヴェーバーの政治と経済』白桃書房

佐野 誠1993『ヴェーバーとナチズムの間』名古屋大学出版会

雀部幸隆1999『ヴェーバーと政治の世界』恒星社厚生閣

中西武史1999『方法論と世界観—M・ヴェーバーにおける歴史学派批判を中心に—』、『一橋論叢』第二二二巻第二号 平成十一年八月号

中村貞二1966『フリードリッヒ・マイネッケ研究』一橋大学一橋学会

牧野雅彦1993『ヴェーバーの政治理論』日本評論社

一九九九年七月二十二日 受稿
一九九九年十二月一日 受理

(一橋大学大学院博士課程)